



雇用と格差問題

委員長 岩本 司君

理事

家西 悟君
谷 博之君
蓮 舩君
衛藤 晟一君
渡辺 孝男君

委員

足立 信也君
大河原雅子君
風間 直樹君
川合 孝典君
小林 正夫君
津田弥太郎君
中村 哲治君
森 ゆうこ君
石井 準一君
石井みどり君
岸 宏一君
島尻安伊子君
中村 博彦君
西島 英利君
南野知恵子君
山本 博司君
小池 晃君
福島みずほ君

2007年11月27日 168回-参議院-厚生労働委員会

・ 労働契約法案及び、最低賃金法の一部を改正する法律案について、

政府参考人

外添要一 厚生労働大臣

・ 青木 豊 厚生労働省労働基準局長

質疑内容

- ・ 総合労働相談センターの設置数及び労働相談員の数とその保有する資格
- ・ 地域別最低賃金決定の際に考慮すべき要素を等しく勘案する必要性
- ・ 最低賃金決定の際に参考とされる標準生計費を実態に見合ったものとする必要性
- ・ 改正後の最低賃金法の周知及び事業主への指導強化の具体策
- ・ 最低賃金制度が持つセーフティネットの機能を強化する必要性

風間直樹君 民主党・新緑風会・日本の風間直樹でございます。よろしくお願いたします。

先般、この厚生委員会での今回の法改正にかかわる参考人招致が行われまして、五名の方に御出席をいただきましたが、私はあの招致が非常に胸に響きました。特に、生熊茂実さん、それから伊藤みどりさん、このお二人のお話を伺いまして、今労働の現場で特に非正規雇用を中心とする立場の弱い労働者の方々がどういう現状に直面しているか、そういう実態を伺いまして、非常に考えるところがございます。

今日はこれまで多くの委員の皆さんから様々な切り口からの問題提起がなされてまいりましたが、私からは、今回の労働三法の改正が非正規労働者の労働条件の改善につながるのかどうかと、こういった視点からお尋ねをさせていただきたいと思えます。また、舛添大臣には質問させていただきますが、初めでございますので、どうぞよろしくお願いたします。

最初に、大臣、ちょっとプライベートなことをお尋ねして大変恐縮なんです。この法案審議する政府側あるいは修正者、そして我々委員、それぞれが、やはり今大変生活に困窮されている方々のお立場を十分意識しな

から、この法を改正した結果どういう結果をもたらすかということを考えなければいけないと思つんですが、大臣は今、大臣というお立場になられて、まあ言ってみれば世間では一般的には大変成功された、こういうことだろうと思つんです。ただ、大臣のこれまでの人生の中でも、やはり比較的、今追い風を受けて生きているなどお感じになったこともあれば、また逆に、ちょっと大変だなと、こうお感じになっていた時期もあったと思つんです。特に収入面といいますか、大臣の場合は、いつとお尋ねするのでも大変恐縮ですが、いつごろ一番大変だということぶつな御経験があったのか、その辺をちょっとお尋ねできれば有り難いと思えます。

国務大臣(舛添要一君) 私は、父親を子供のときに亡くしましたから、大学入って以来は全部自分で生活を見ながらやってきましたんで、いろんなアルバイトもやってきました。したがって、そういう意味では、若いときにいわゆる今というフリーターとか非正規労働の経験もありますんで、非常に、肉体労働もやりましたから、そういう苦労をしたこともございまして。

しかし、今振り返ってどうかというと、それぞれのときはそれぞれの苦しみも、また楽しみもあり、また大臣としても同じような思いを抱いておりますので、その時々において一生懸命与えられた仕事をこなしていつて頑張ると、そういう思いでやっております。

風間直樹君 ありがとうございます。私も、自分で振り返ってみると、やはり選挙の落選を経験しておりますので、この浪人中の生活というものが貧乏だったなど、こう思うこともございます。

そこで、今回の改正について私は思つんですが、その法案を作った皆さんも、それから我々委員も、この改正が労働者の皆さんにとって良かれと思つてするわけでありまして。しかし、例えば労働者派遣法、平成十一年、十五年に改正をされておりますが、この改正が果たして本当に良かったのかということは今考えてみますと、特に製造業で働く皆さんにとっては、かなり当初の意図とは反する結果を生んでいるのではないかという疑念

も持ちます。そうしたことが今回の法案でないように是非したいという、そんな気持ちから、まず最低賃金に関する質問をさせていただきたいと思えます。

最低賃金、この上げをもう少し図るべきではないかと、このように私は考えておりますが、なかなかその実現というのが難しい。その背景には、最低賃金の上げが中小企業に影響を及ぼす、そういった視点があるというふう言われておるわけでありませう。特に、日本の企業の場合九九％が中小企業で、最低賃金の大幅上げが経営に大変な大きな影響を与える、こういう主張もあるところであります。

民主党としては、今回の法改正には盛り込まれませんでしたけれども、中小企業に対する財政措置及び金融上の措置の義務付け、こういったものなど中小企業対策をこれまで考えております。

そこで、最低賃金を引き上げた場合、消費あるいは企業の雇用、こういったものにどのくらいの影響をもたらすのか、そうした具体的な分析、検証を行った上で、この賃金がどれくらいの水準であるべきかという答申を中央ないし各地方の賃金の審議会で行っていただく必要があると思うんですが、実は案外、賃金審議会におきましてどういった議論がどういった流れでなされていて、また、この審議会の委員の皆さんがどのような事務局提出のデータを基に議論されているのかということが実は知られてないと思うんですね。

そこで、お尋ねをいたしますが、この中央及び地方の賃金審議会では、まずどのような流れで最低賃金の答申案をまとめているのか、そして、その際事務局から委員に提出される審議のためのデータはいかなるものなのか、この点をお尋ねしたいと思います。

政府参考人(青木豊君) 地域別最低賃金の具体的な水準の決定プロセスは、まず中央最低賃金審議会から引上げ額の目安というのが提示をされます。そして、各都道府県の地方最低賃金審議会において、これを参考にしつつ地域の実情等も踏まえた調査審議が行われるということでございます。そして、その結果に沿って現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引

上げ等の措置が講じられると、こういうことになっているわけでありませう。

地域別最低賃金の具体的な水準については、これは各都道府県の地方最低賃金審議会において三つの決定基準、生計費と賃金と通常の事業の賃金支払能力、この三つの決定基準に基づいた調査審議を経て決定されるということでありませうけれども、この際、お尋ねのデータでもありませんけれども、まず労働者の生計費については、例えば世帯人員別の標準生計費や生活保護基準、あるいは物価指数といった資料でございます。それから、労



働者の賃金につきましては、例えば学卒初任給でありますとか春季賃上げの状況といった資料。それから、通常の事業の賃金支払能力につきましては、例えば工業統計調査による付加価値額の状況、それから短期経済観測調査による業況判断及び経常利益の状況といった資料を参考にしている

ものと承知をいたしております。

このほか、中小零細企業に関する資料としては、中央最低賃金審議会におきましては賃金の改定状況などを調査いたします。それから、地方の最低賃金審議会におきましては、賃金形態、基本給額、諸手当の額などに関する基礎調査というものをいたしまして、その調査を実施して、それぞれ参考にいたしているところでございます。

風間直樹君 今、冒頭、中央審議会から引上げ額の目安を各地方の審議会に出すという話ございましたが、伺っています、この点は非常に大事なのかなと直観をしたんですが、この目安というのは中央審議会の場でどのように作られるのでありましょか。

政府参考人(青木豊君) この目安については非常に長い中央最低賃金審議会の議論がございます、全国的な整合性というものを勘案するというところで、具体的な水準はもちろん地方の最低賃金審議会の審議を経て地方で決めるということでありますけれども、目安というものを一応提示をするということにいたしております。

そして、先ほど申し上げましたように、これも全国の地方を四つに地域分けをいたしまして、どの程度の引上げ額がいいのかということ、目安として参考資料として中央最低賃金審議会へ出すということでもあります。その際には、先ほど申し上げましたように、賃金の改定状況調査というものを中央最低賃金審議会で行います。常時使用する労働者二十人未満の企業規模の民営事業所を対象にいたしまして調査をいたしまして、それぞれ各産業についての賃金のその年の改定状況を調査して、資料として提供して審議をするということになっております。

風間直樹君 この中央審議会から出された目安というのは、その後結果として見た場合、各地方の審議会ではやはり尊重されて、恐らく大体これぐらいの幅でという目安をお出しになると思っておりますが、その幅に準じた地方審議会の答申というものが出て、それが決定されると。結果としてそ

ういうことになっているんでしょか。

政府参考人(青木豊君) この目安については参考にすること、地方の最低賃金審議会ですべて具体的に決定するわけですが、平成十九年度の最低賃金の改定につきましては、目安どおりの県が二十五道府県、目安より上回った県が二十二都県でございます。

十九年度の目安も四ランクに分けて幅を持たせて目安が出ましたけれども、それ以前は幅ではなくて具体的な額なども出されておりますし、それ以前では目安どおりかあるいはそれよりやや上回るというようなのが続いてきたかと思えます。ずっと昔にさかのぼると低いときもありましたけれども、いずれにしても、具体的な額は参考にしつつ地方の最低賃金審議会で審議して決められているということでございます。

風間直樹君 この審議会の委員の方の選任の仕方と、それから改選、これはどのようにされていきますでしょうか。

政府参考人(青木豊君) 審議会の委員の選任につきましては、それぞれ地方の最低賃金審議会におきましては、労働組合の推薦を受けた者の中から労働者一般の利益を代表するにふさわしい者を任命しているということでございます。そういうことであります。

それから、委員につきましては任期が決められております。一年の任期、現行でありますけれども、これを今回二年にするということをお願いをしているところでございます。

風間直樹君 今、東京は別としましても、地方、地域は相当景気がやはりまだ良くないと、こういいう状況でございます。この最低賃金の持つ意味というのは非常に大きいわけでありまして、この最低賃金がセーフティネットとしての機能を果たすという点を考えてみますと、平成十九年度影響率が二・二%と非常に低いという感じを受けるわけでありまして。

安倍前総理が施政方針演説で、経済的に困窮な状況にある勤労者の方々

の底上げを図るべく、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分機能するよう必要な見直しを行いますと、このようにおっしゃっておりますが、この最低賃金の引上げ額をもう少しアップして、そしてセーフティーネットの機能を果たすべきではないかという感を強くするんですが、大臣、この点はどうにお考えになりますでしょうか。

国務大臣（舛添要一君） 先ほど来申し上げておりますように、産業政策と雇用政策を調和させる、成長力に見合った形で最低賃金を上げていく、この法案が成立しました暁にはその方針をきちんとしていききたいと思っております。

それから、成長力底上げ戦略ということと、政労使一体となって長期的に最低賃金引き上げるんだと、こういう目標に向かって力を合わせていく、この合意もできているところでありまして、全力を挙げてその方向で努力をしてまいりたいと思っております。

風間直樹君 先進国と比べてみましても日本の最低賃金低いようでございますので、是非、今お話ございました方向で御努力をお願いしたいと思います。

次に、この労働契約法の就業規則の不利益変更の部分につきましてお尋ねをしたいと思っております。

この不利益変更、そして労働契約法、これまでの議論の流れあるいは法案の中身を簡単に整理してみたいと思つんですが、まず、労働条件というのはあくまでも契約の当事者である労働者と使用者の合意で決定されるのが基本であると。就業規則の制定手続については、労働基準法第九十条で過半数労働組合が労働者の過半数を代表する者の意見を聴いて使用者が制定若しくは変更をすることができると。ただし、その変更するということも、使用者が一方的に労働条件を変更できるのは例外的な場合である。今回の法改正では、それにかかわる判例法理を足し引きせずに法律にすると。この点は初日の審議で質疑があったところでございます。この例外的な場合であります、例外とは規則条項が合理的であると、このよう

な趣旨の内容が今回の改正案の中に含まれているわけでありまして。

そこで、先日の参考人招致で出された意見の中から幾つか私がかもつともだなど思いましたものについて政府の認識を伺いたいと思っておりますが、就業規則の変更がまず過半数労働組合あるいは労働者の過半数を代表する方々、この意見を聴取をした上で進められるという部分であります。参考人招致などで多く出されました意見は、ここに最近の非正規雇用の増加という面を考慮してみると、なかなかその人々、非正規労働者の意見が反映されにくいんだと、こういう悲鳴にも似た訴えが出たわけでございますけれども、こうした方々の意見をどう反映すべきかというのが一つのポイントではないかと思っておりますが、その点、政府はどのように認識されていらっしゃいますか、伺います。

政府参考人（青木豊君） 今回の労働契約法案におきまして、就業規則の変更による労働契約の内容の変更というところでは、その第十条で、もちろん原則はそれぞれ第九条で、使用者が労働者と合意することなく就業規則の変更により労働者の不利益に労働契約の内容を変更することはできない旨を明確に規定しているわけでありまして、第十条で、変更後の就業規則が労働者に周知されており、就業規則の変更が合理的なものである場合に、この労働契約の内容である労働条件は変更後の就業規則に定めるところによるものとするという旨を規定をいたしております。この際に、合理性の判断をいたしまして、それぞれ労働者の受ける不利益の程度でありますとか、変更の必要性だとか内容の相当性でありますとか、労働組合等との交渉の状況というふうなものを勘案するということにいたしておりますわけであります。

そういう意味で、今お尋ねになりました様々な労働者の方々の意見あるいはそういったものを十分お聴きをして、そしてこういった十条の適用を受けて合理性を担保して変更するということになるだろうというふうに思っております。

風間直樹君 この部分が私は非常にあいまいさを残してしまつて、将来



問題が出てくる素地となりかねないと思っております。

この法案改正の審議に先立ちまして、我々委員の下には全国から多くの要望あるいは陳情が寄せられました。その中で一つ、この就業規則に関する陳情書というものが今手元にあるんですが、中野布佐子さんという方の書いていらっしゃる内容です。労働基準監督署に届ける就業規則の労働者代表は黙って判を押す人を会社が名指しして印を押させ提出しております。社員は、労働者代表が社員の選出によって選ばなければならないということさえ知りませんし、労働者代表がだれなのかも知りません。したがって、労働者にとって不利益変更が次々と書き換えられております。会社が幾ら不当労働行為をしても、それに異議を唱えるということは即首ということですので、こういう御意見があります。

それから、今のその合理性の部分ですが、これは働く女性の全国センター事務局から寄せられた中に記載をされていた私の一言というコメントなんです。不利益変更を社長の一存で被った者です。一度だけでなく、過去数年の間に何度も持ち出され、正社員の身分変更以外はすべてのまざるを得ませんでした。私の会社には就業規則すらなく、労使が協議して合意すればよいではないかと議論されていることに非常に悲しい気持ちを覚えています。職場に自分の居場所を確保するためにきゅーきゅーとせざるを得ない人間にとって、それはちよっとと声を上げることがどんなに困難かお察しください。こういう現状があるわけです。

私が非常に心配しますが、今回法改正をした後にこの内容がまず十分周知をすることができるのかどうか。やはり企業ないし労働現場では労働者よりも雇用側が立場的には強いわけですから、その方々がこうした法を遵守するという精神を持ってこういった問題に当たっていただけるかどうか、この点を非常に不安を覚えているわけでありませう。

労働者に見えますと、二つの選択肢、紛争になった場合は二つの選択肢になると思っておりますが、まずは裁判。ただ、これはコストと時間が掛かります。そして、もう一つは労働局の総合相談窓口に行くということですが、この相談窓口の問題点も、さきの参考人招致で伊藤みどりさんの方から御指摘がありました。当日、この委員会に伊藤さんから参考資

料として出されたものがございます。出典は労働法律旬報千六百四十八号、五月下旬号ということになっておりますが、要は、相談に行くと、この相談窓口の方も相談に乗る方の人数が足りないために、できるだけ追い返そうと、こういう実態があるということですね。「追い返しおじさんの存在」というふうはこの資料にはありますけれども、確かにそうなんだろうと思うんです。

まず、こういう労働紛争が持ち上がったときに、この法律では、内容を遵守した上で、それでも問題が解決しない場合には、やはり労働基準監督署なり監督官なりにその処理をお願いするという運びになると思いますけれども、現状ではこの労働基準監督官、三千名だと。この人数が少ないのではないかと指摘もございます。

実際寄せられている相談件数、厚労省発表の平成十七年度個別労働紛争解決制度施行状況に基づきますと九十万七千八百六十九件、それに対して受理された件数が六千八百八十八件、そのうち助言、指導を実施したものが六千十一件、処理を打ち切ったもの九十二件と、非常に取り上げている数自体が少ないですね。

この労働紛争の処理の体制が現状では著しく不十分ではないかと思いますが、その点に対する政府の御認識をお願いしたいと思います。

政府参考人(青木豊君) 労働紛争の処理は様々な今お触れになりましたように窓口がございます。とりわけ、その中でも手軽に相談ができるということ、総合労働相談コーナーを全国都道府県労働局四十七か所のほか監督署や、あるいは主要都市の利便性の高い駅周辺などで全国で三百か所に設置をいたしております。約六百人の総合労働相談員が労働に関するあらゆる相談、情報の提供などのワンストップサービスを無料で実施をいたしているところでございます。

私どもとしては、そういったところで具体的な、パンフレット等を備えているいろいろな資料を活用しながら丁寧な相談に努めていきたいというふうに思っております。現在の判例法理あるいは実務に即したいろいろな裁判例等を始めとして集積をいたしておりますので、そういったものを分か

りやすく集めまして、そういった資料も活用しながら事務を進めていきたいというふうに思っております。

風間直樹君 大臣、二つ是非御検討をいただきたいと思うんです。

まず一点は、この労働相談窓口に行かれる方も大変つらいと思うんですが、追い返す方もつらいと思うんですよ。いわゆる追い返しおじさんですね。かなり執拗に労働基準法違反で申告すると言わないと受理されないと。お互いが処理したくないので押し付け合っているようだ、しかし個人で窓口を訪ねてもまず追い返されてしまつと。こういう現状があるということ踏まえて、やはりこの増員なりを検討していただくべきだろうと思いますが、いかがでしょうか。

それからもう一点、この労働基準監督署が過半数代表選挙が民主的にやられているか、あるいは就業規則の周知徹底が本当になされているか、この指導をしていないという指摘がございます。やはりこれももっとしっかりやっていただかなければいけないと思いますが、その二点について御認識を伺います。

国務大臣(舛添要一君) 窓口の相談体制含めてきちんとニーズに対応できるように、これは現状をしつかり分析した上で必要な措置をとりたいと思います。それから、労働基準監督業務につきまして法律に基づいて厳正に行うべきである、そういう方向で指示をしていきたいと思っております。

風間直樹君 是非この法成立後、私は非常に良からぬ結果がもたらされないかと危惧をしておりますので、この法内容の周知徹底を図っていただきたい、それを念を押してお願ひしたいと思います。

それから、今申しましたように労働紛争処理の体制が著しく不十分であります。また、今回の法改正によって恐らく非正規雇用者の労働条件、雇用状況を改善することはなかなか厳しいのではないかと思います。ややもしますと、労働者派遣法のとこのように、今回のこの法改正がなされた後で、やはり結果として悪い事態が多く発生したと、こういうことで、今回

の法の内容をまた再度見直す必要も生じてくるのではないかと、このように思っております。私の疑念をこの労働契約法のお尋ねの最後に申し上げておきたいと思えます。

最後、わずかな時間ですが、労働者派遣法の今後の見直しについてお尋ねさせていただきます。

平成十一年と十五年の改正によりまして大変な事態が生じました。特に十五年改正によりまして、製造業で働く方々の派遣が事実上無制限に解禁されたと言ってもいいと思えます。

今手元に資料がございますが、今、日本の労働人口六千三百八十四万人、これは二〇〇六年度の総務省が発行した労働力調査に基づく数字ですが、そのうち二百万円未満の所得、貧困層とこれはみなされる所得であります。その合計が二千七百七十四万人いる。うち、いわゆる非正規雇用者、パート、アルバイト、派遣、契約、嘱託、その他で千二百八十四万人。恐るべき事態であります。

この人たちがどうい生活をしているか。食生活が恐らく所得が一番反映される一つの指標だと思えますので調べてみましたら、今年の八月二十八日に出版されております週刊SPAという雑誌、下流の食卓が危ないと、こういう特集があるんですね。読んでみてびっくりしました。お金がないので、どれだけ食材を安く上げるか大変な苦勞をしていると。例えば、ペロンチーノ風味スパゲッティ。スパゲッティをゆでて、そこにマーガリンを入れてペロンチーノだと思つて想像しながら食べると。一食分五十円だそうであります。二つという食生活が今非正規雇用の労働者の間に蔓延しております。

こういうことを考えますと、やはり将来の日本社会のバランスというものを考慮した上でも放置できる問題ではない。そういう意味で、この労働者派遣法、再び見直しをして、特に製造業への派遣へ何らかの歯止めを掛けるべきではないかと思えますが、政府の認識を伺います。

国務大臣(舛添要一君) 御指摘のような問題が様々指摘されるわけです。もちろん、若者の間にこういう派遣というような業種を選びたいとい

ったニーズがあることも確かです。しかし、今委員が指摘されたような問題もございますので、この九月から労働政策審議会において具体的な見直しに着手したところでありますので、現状をきちんと分析した上で、すべき改革、改善の方向を取ってまいりたいと思えます。

風間直樹君 終わります。